

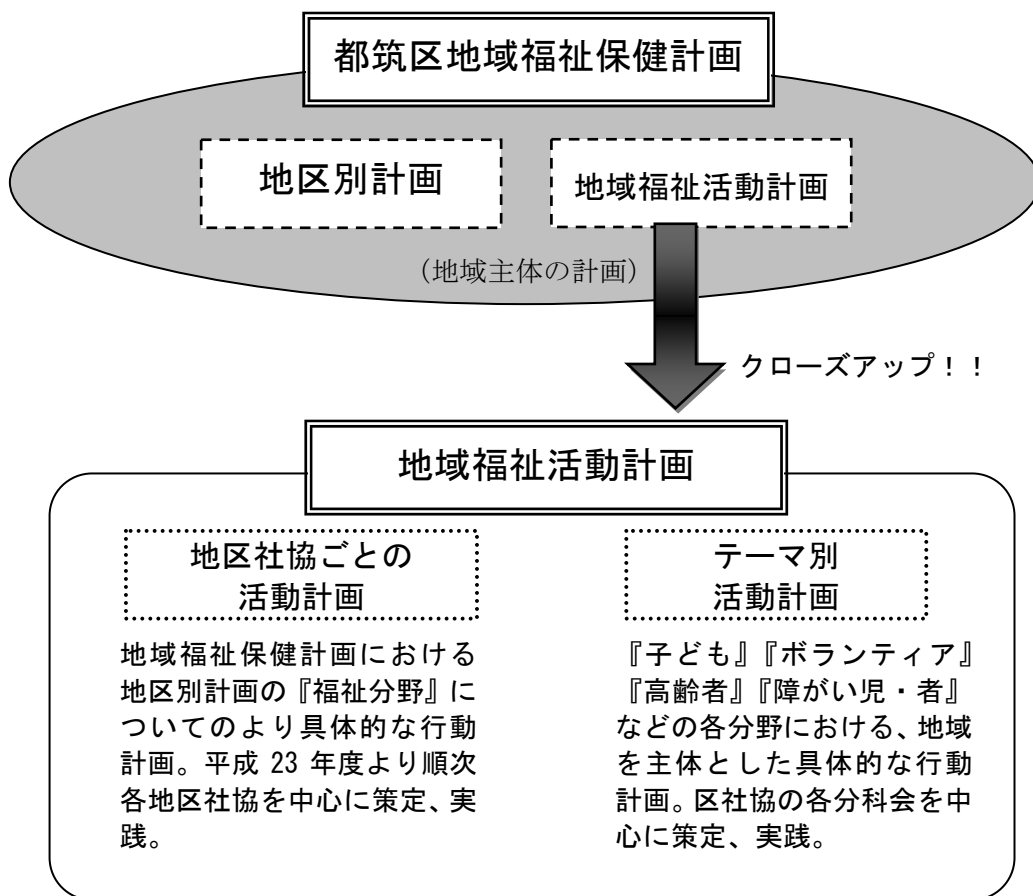


# 第 10 章 都筑区社会福祉協議会「地域福祉活動計画」

## 1 地域福祉活動計画と地域福祉保健計画について

都筑区地域福祉活動計画（以下「地域福祉活動計画」）は地域の皆様が区社協に参集し、知恵と力を出し合って福祉のまちづくりを実践していくための5か年の行動計画です。

「都筑区地域福祉保健計画（地区別計画）」も「地域福祉活動計画」も共に、地域が主体となって地域福祉を推進していくという同じ目的を持つ計画です。



話し合いの様子（左）障害福祉分科会、（右）ボランティア・市民活動等分科会

## 2 地域福祉活動計画とは

地域の一人ひとりが、地域社会を担う一員として、自分の地域について考え、みんなで住みよい地域づくりを行っていくための、自発的、自主的な取組を推進する行動計画です。

地域の課題を整理し、課題の解決に向けての目標を掲げ、目標に達成するために地域ぐるみの取組を提案するものです。皆様のお住まいの地域で「地域福祉」を進めていくとき、住みやすい地域づくりの活動指針として、ご活用ください。

## 3 地域福祉活動計画の策定方法

地域福祉活動計画は福祉保健活動の“担い手レベルの行動計画”と位置づけ、策定にあたっては、都筑区社協の分科会を中心に行いました。

分科会は、区社協会員（福祉保健活動団体）の集まりで、「施設」や「地区社協」「地区民児協」、「ボランティア（市民活動）団体」、「障がい者団体」など種別ごとに集まっています。

今回はこの中の5つ、「児童福祉分科会」「ボランティア・市民活動等分科会」「高齢福祉分科会」「障害福祉分科会」「地区社協分科会」を策定の核にすることで、それぞれの種別〔テーマ〕に沿った、実行可能な計画の策定を目指しました。

## 4 地域福祉活動計画の策定の流れ

策定にあたっては、参加者によってさまざまな視点があることを認識しつつ、ひとつの問題解決に取り組むという過程を重要視しています。話し合いの過程で参加者同士の意識の共有や学びあいが見られるよう進めました。

①目標設定→②問題分析→③解決策検討という手順で進めました。計画の中で解決策を提示しましたが、23年度以降も、更に具体的な事業を立案し、区社協会員をはじめとする関係者とともに取り組みます。

### 都筑区社会福祉協議会 （略して「都筑区社協」）とは？

地域が抱えるさまざまな福祉の問題をみんなの問題として考え・話し合い、そして計画を立て解決にあたる事を目的として組織された地域福祉を推進する会員制の社会福祉法人です。

そのために地域住民、社会福祉関係者の参加・協力を得て活動することを大きな特徴として、民間の組織としての“自主性”と、広く住民や社会福祉を進める方々に支えられた“公共性”の性格をもっています。



都筑区社協キャラクター  
「ゆいピー」

## 5 テーマごとに設定した目標

### お互い様の気持ちで子育てできるまち 都筑区

【子ども】

○目標を考える際に出た課題

- ・子どもや子育てしている人と周りの人、人と人が、相互につながっている都筑区になると良い。障がい児も外国につながる子ども住みやすい町に。
- ・地域で子どもを見られるようになると良い。
- ・情報が多すぎる中で自分に必要な情報が適切に選択できると良い。

### 人と人とのつながりがあり 助けあえるまち

【ボランティア】

○目標を考える際に出た課題

- ・おおいにおせっかいができる町になると良い。
- ・活気と優しい気持ちがあり、気軽に声かけられる街になると良い。
- ・近所のつながりを大切にしたい。
- ・地域の中で困りごとの相談ができる場所があると良い。

### いくつになっても 生き生きと安心して暮らせるまち

【高齢者】

○目標を考える際に出た課題

- ・行く場所を選択できたり、楽しみがたくさんある町だと良い。
- ・それぞれの能力にあった仕事があり、社会に参加できる町に。
- ・世代交流があり、お年寄りが尊敬され、貢献しやすい町だと良い。
- ・様子を気にかけてくれて、コミュニケーションがある町だと良い。

### 人と人となが つながっていけるまち

【障がい児・者】

○目標を考える際に出た課題

- ・偏見がなく障がいを理解してくれている町になると良い。
- ・お互いに顔の見える関係を築ける町になると良い。
- ・障がいのある方が安心して暮らし続けられるまちにしたい。
- ・知りたい情報が入ってくる町になると良い。

### 取組の方向性 1

顔の見える  
地域づくりを  
すすめます

### 取組の方向性 2

幅広い区民参  
加で活動や取  
組の輪を広げ  
ます

### 取組の方向性 3

必要な人に支  
援が届く仕組  
みづくりや取  
組を進めます

## 6 地区社協ごとの地域福祉活動計画

地区社協においては、平成 23 年度から地区ごとの活動計画を策定していきます。

これは、連合町内会自治会エリアごとに策定した“地区別計画”を実践するために、福祉分野でより具体的に何ができるかを考えていくものです。

(※平成 23 年度はモデルとして 2 地区社協で行い、その後各地区社協での策定へと広がります。)

次ページに、各分科会の検討過程の中から導き出した『今後考えられる解決策』について挙げました。平成 23 年度より具体化し、実施します。

## 方向性ごとの取組項目1 顔の見える地域づくりをすすめます

### ◆子ども◆

- ・地域にはさまざまな状況の子どもたちが生活しています。また、子育てにおいても、顔なじみでないことやご近所同士の付き合いがないことが原因で起こっているトラブルもあるため、出会う場づくりや、おつきあいのきっかけづくりに取り組みます。
- ・転入や転勤、初めての子育て、核家族や都市化によって子育てを一人で背負っていると感じている子育て世代に対して、子育ては不安で当然で大丈夫であることを伝える仕組みを考えます。

### ◆ボランティア◆

- ・人と人との関係が浅くなり、助け合いの関係をもちにくくなっていることが考えられるため、人と人との関係づくりができる地域を目指します。
- ・知り合える機会を有効に活用できるような意識や、お互い様の気持ちで助け合える土壌づくりを目指します。

### ◆高齢者◆

- ・新しい環境に馴染むことに抵抗があり、近隣とのつながりをつくるのが難しい方に対して、地域から孤立しない仕組みを構築することを目指します。
- ・高齢化による目や耳の機能低下で、コミュニケーションが取りにくくなり、外出の機会が減少するということがないよう、高齢者が外出しやすい地域づくりに取り組みます。

### ◆障がい児・者◆

- ・障がいのある方と地域住民がつながりにくいひとつの大きな原因として、障がい理解の不足が考えられます。より障がいを正しく理解してもらうための仕組みづくりを働きかけていきます。
- ・障がいのある方と地域住民がつながりを持つうえで、仲介役となる民生委員児童委員の役割は大切です。より緊密な連携を目指し、民生委員児童委員と障害福祉分科会との話し合いの場を設けます。

## 方向性ごとの取組項目2 幅広い区民参加で活動や取組の輪を広げます

### ◆子ども◆

- ・子育ての先輩・育児経験者から子育ての経験談を聞かせてもらう機会などをつくり、育児不安解消に努めます。
- ・子どもを持つ人が働くことをはじめ、社会参加するためには、保育所や学童保育の整備が必要ですが、不足している、または条件が合わず預けにくい、といった現状があります。地域の中で、助け合いの気持ちで子どもを預け合える仕組みを検討し、子育て中の世代の社会参加を地域でサポートすることへの取組をすすめます。
- ・子育てに関して、お互い様の気持ちのやりとりや経験が少ないことがあり、子育てについて不安を抱える方が多くなっています。「自分だけではない」という気持ちを持つための体験の場を検討し、つくっていきます。

### ◆ボランティア◆

- ・地域のなかで日常の困りごとの相談が出来る場や相談できるような場づくりを考えます。
- ・ボランティア活動の経験や思いを次世代に伝えていけるような仕組みや、これから社会に何らかの関わりを持ちたい人を受け入れ、育成することに取り組めます。

### ◆高齢者◆

- ・高齢者をはじめとする地域住民が、気軽に集まれる場を身近につくることで、参加しやすい環境づくりを目指します。

### ◆障がい児・者◆

- ・障がいのある方が自身について発信できる場や機会等、情報発信の仕組みについて検討します。

## 方向性ごとの取組項目3 必要な人に支援が届く仕組みづくりや取組を進めます

### ◆子ども◆

- ・支援機関が情報を持ち寄って、支援が必要な子どもや、必要な人に適切な情報が届く仕組みを構築することに取り組めます。

### ◆ボランティア◆

- ・ボランティアによる支援を求めている人と、活動をしたい人のコーディネートをはじめとして、ボランティア活動の活性化など、ボランティア活動の担い手の育成や人と人が支えあっている仕組みづくりを行います。

### ◆高齢者◆

- ・高齢者が、個々の状況に適したサービスを選択でき、また必要な時に必要な情報を得られることで、より有効にサービスを活用できるように、情報発信の仕組みづくりを検討します。

### ◆障がい児・者◆

- ・障がいのある方にとって、必要な情報を効率よく入手するためには、こういった情報が求められ、どのような届け方をすればよいかの検討を、制度やサービスの最初の窓口となりうる区役所とともに進めます。
- ・障がいのある方が行事など地域に参加していくためには、まず自治会・町内会に入って情報を得られるようにする必要があります。しかし、実際には加入していない方も多く、どのようにしたら自治会・町内会への加入が進むのかについて検討し、呼びかけを進めます。